

居宅介護支援 重要事項説明書

＜令和7年 9月 1日現在＞

1. 事業者（法人）の概要

名称	特定非営利活動法人 あいあい
代表者	湯浅 しおり
所在地	三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号
電話番号	0597-23-3007

2. 事業所の概要

（1）事業所の名称及び事業所番号

事業所名	在宅ケアグループ あいあい
所在地	三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号
電話番号	0597-23-3007
事業所番号	居宅介護支援 (三重県2471000550号)
管理者	東 加絵
サービスを提供する地域	※尾鷲市・紀北町

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）事業所の職員体制

	資格	常 勤	非常勤	業務内容
管理者	主任介護支援 専門員	1名		従業員および業務の管理など
主任介護支援 専門員 介護支援専門員	主任介護支援 専門員 介護支援専門員	1名 3名	10名以上	居宅介護サービス計画の作成等

※ 但し、介護支援専門員のうち1名は管理者と兼務

（3）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日（祝日も営業 時間外は電話にて対応）
営業時間	8:00～17:30

※緊急連絡電話：0597-23-3007（24時間対応）

3. 主なサービスの内容

- 相談業務
- サービス提供事業者との連絡調整
- 利用者状況の把握・給付管理
- 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- サービス実施状況の把握・評価
- 要介護認定（要支援を含む）の申請に係る援助

5. 運営の方針

- ① 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活が行えるよう配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
- ③ 行うにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

6. 費用

要介護認定を受けた方は介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護区分に応じて下記の金額をいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。これを後日当該市町村の窓口に提出することで、金額払戻を受けられます。

(1) 居宅介護支援費 (1ヶ月につき)

要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

(2) 加算 (下記要件を満たした場合に算定されます。)

<p>【初回加算】 3,000円</p> <ul style="list-style-type: none">・新規にケアプランを作成する場合・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に、ケアプランを作成する場合
<p>【特定事業所加算(Ⅱ)】 4,210円/月</p> <ul style="list-style-type: none">・主任ケアマネジャーを配置している。・常勤かつ専従のケアマネジャーを3名以上配置している。・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。・24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。・ケアマネジャーに対し計画的に研修を実施している。・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している。・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。・特定事業所集中減算の適用を受けていない。・ケアマネジャー1人当たりの利用者の平均件数が45件未満である。・介護支援専門員実務研修における実習等に協力又は協力体制を確保している。・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施している。・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるようなケアプランを作成している。

<p>【入院時情報連携加算(Ⅰ)】 2,500 円/月</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合</p> <p>※入院日以前の情報提供も含む</p> <p>※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む</p>
<p>【入院時情報連携加算(Ⅱ)】 2000 円/月</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合</p>
<p>【退院・退所加算(カンファレンス参加あり)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携1回 6000 円 ・連携2回 7500 円 ・連携3回 9000 円 <p>【退院・退所加算(カンファレンス参加なし)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携1回 4500 円 ・連携2回 6000 円 <p>医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合</p>
<p>【通院時情報連携加算】 500 円/月</p> <p>利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うとともに、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上でケアプランに記録した場合</p>
<p>【緊急時等居宅カンファレンス加算】 2,000 円/回</p> <p>病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に2回を限度）</p>
<p>【ターミナルケアマネジメント加算】 4000 円/月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間連絡体制を確保し、必要時に指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、当該利用者の状況等を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けたサービス事業者へ提供了した場合

(2) 交通費

※尾鷲市・紀北町にお住まいの方は介護支援専門員が訪問するための交通費は無料です。
上記※以外への訪問については、地域を越えた地点から1kmごとに50円いただきます。

(3) 解約料

いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7. 個人情報の保護及び秘密の保持について

事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後においても継続します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容としています。

8. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに要介護（要支援）認定申請の援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) ケアマネジャーに対して複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めるこことや、その選定理由について説明を求めることができます。
- (4) 医療系サービスの利用を希望される場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- (5) 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当するケアマネジャーの名前や連絡先を病院等へ伝えてください。
- (6) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行わなければならぬ事を踏まえ、以下の説明を行います。
- ① 前6か月にあいあいのケアマネジャーが作成したケアプランにおいて
訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与を位置付けた割合
訪問介護 4.9% 通所介護 2.9% 地域密着通所介護 4.1% 福祉用具貸与 6.9%
- ② 前6か月に1に掲げたサービスごとの回数のうち、同一の事業所によって提供されたものが占める割合（上位3事業所まで）
- 前期（3月1日から8月末日） 後期（9月1日から2月末日）

訪問介護	在宅ケアグループ あいあい 8.4%	介護すまいる館たむろ 7%	ゆりかご	4%
通所介護	あいあいの丘 3.3%	さとなかま 2%	楽らく	0.8%
地域密着通所介護	あいあい日向 3.1%	あいあいデサービス 1.5%	友遊	6%
福祉用具貸与	福祉用具たむろ 4.6%	有限会社タキモト 2.4%	合同会社Up	9%

- (7) 居宅サービス事業者等から利用者様に係る情報提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、口腔機能、服薬状況、心身又は生活の状況等について、利用者様の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に伝達を行います。

9. 衛生管理等

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10. 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

- （1）感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- （2）感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。
- （3）感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

11. ハラスメント対策

- （1）事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- （2）利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者がケアマネジャーその他の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- （2）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- （3）虐待防止に関する責任者を選定しています。
- （4）成年後見制度の利用を支援します。
- （5）苦情解決体制を整備しています。
- （6）当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通知します。

虐待防止に関する責任者	管理者・東 加絵
-------------	----------

13. 緊急時及び事故発生時の対応

ケアマネジャーがご自宅訪問時等に、利用者の病状急変もしくは何らかの事故が発生した場合には、主治医、救急隊、家族、サービス事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じ、その内容を記録します。

14. 損害賠償について

当事業所が業務遂行中に利用者様等の身体を傷つけたり、物を壊したり、またはケアプラン作成ミス等によって過剰な経済的負担をさせたことによる損害を賠償します。

15. サービス内容に関する苦情

ケアマネジャーおよびケアプランに位置付けたサービス事業者等に対する利用者及びそのご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応し、またその内容を記録します。

① あいあい責任者：湯浅しおり

担当者：居宅介護支援事業者管理者・・・・ 電話：0597-23-3007

② 三重県国民健康保険団体連合会苦情窓口・・ 電話：059-222-4166

③ 紀北広域連合・・・・・・・・・・・・ 電話：0597-35-0888

④ 尾鷲市役所福祉保健課・・・・・・・・・・ 電話：0597-23-8201

⑤ 紀北町福祉保健課・・・・・・・・・・ 電話：0597-46-3122

〈事業者〉

指定居宅介護支援サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業所所在地 三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号
名 称 在宅ケアグループあいあい

説明者

〈利用者〉

私は、本書面により、指定居宅介護支援サービスについて重要事項の説明を受け、その内容について同意の上、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

氏名

署名代行者氏名

(続柄)